明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働三）　一

〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三七七）　二
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務三〇六）　七
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁七七～九八）　二
○分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁六一）　四

〔公　告〕
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　四
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
平成二十九年度・事業年度財務諸表（独立行政法人日本芸術文化振興会・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所）、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金設立関係　六
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一〇七
会社その他
会社決算公告　一〇八

省令

○法務省・厚生労働省令第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十二日

法務大臣　山下　貴司
厚生労働大臣　根本　匠